

運送契約書

金沢市長選挙候補者

(以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動に使用するため。

2 車種及び登録番号又は車両番号

3 台数 1台

4 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (日間)

5 契約金額 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

(内訳 1日 円× 日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例に基づき金沢市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、金沢市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は金沢市には請求ができない。

7 その他

令和 年 月 日

甲 金沢市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

印

代表者

印

車両賃貸借契約書

金沢市長 選挙候補者 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。) は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動に使用するため。

2 車種及び登録番号又は車両番号

3 台数 1台

4 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (日間)

5 契約金額 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

(内訳 1日 円× 日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例に基づき金沢市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、金沢市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は金沢市には請求ができない。

8 その他

令和 年 月 日

甲 金沢市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

印

代表者

印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

金沢市長選挙候補者

(以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 供給場所

所在地

名称

3 供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号

4 金額

単価 1 ℥ 当り 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。) とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例に基づき金沢市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、金沢市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は金沢市には請求ができない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 金沢市長選挙候補者

住所

氏名

印

乙 住所

名称

印

代表者

印

自動車運転契約書

金沢市長選挙候補者

(以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (日間)
原則として毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額

円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
(1日につき 円)

3 運転する車両の登録番号又は車両番号

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例に基づき金沢市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、金沢市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は金沢市には請求ができない。

5 その他

令和 年 月 日

甲 金沢市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用 ビラ作成契約書

金沢市長選挙候補者

(以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条第1項第6号に規定する選挙運動用ビラ

2 数 量 枚

3 契約金額 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
(単価 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例に基づき金沢市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、金沢市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は金沢市には請求ができない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 金沢市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

印

代表者

印

選挙運動用ポスター一作成契約書

金沢市長選挙候補者

(以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する選挙運動用ポスター

2 数 量 枚

3 契約金額 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
(単価 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例に基づき金沢市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、金沢市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は金沢市には請求ができない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 金沢市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

印

代表者

印